

○椎葉茂樹（環境庁環境安全課）

1. 概要

人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）による環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから環境保全上の重要課題である。

環境庁においては、現時点での内分泌攪乱化学物質問題についての基本的な考え方、それに基づき今後進めて行くべき具体的な対応方針及び本対応方針を定めるに当たって判断根拠とした科学的知見の概要をとりまとめた。

2. 内分泌攪乱化学物質問題について

（1）内分泌攪乱化学物質問題

「外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）」は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」。

（2）科学的な知見の不十分性

本問題に関しては、人や野生動物への影響を示唆する科学的報告は多いが、報告された異常と原因物質との因果関係、そうした異常な状況が発生するメカニズム等に関してはいまだ十分には明らかにされていない。

（3）人や野生動物への影響を検討するに当たって考慮すべき事項

本問題の特徴を踏まえ、

①野生動物への影響が水生生物、水辺の生物に関して多く報告されていること、

②内分泌攪乱作用を有する物質の中でも作用の強さには大きな差異があること、

③低い環境中濃度で内分泌攪乱作用が生ずる可能性もあること、

④胎児や乳幼児は内分泌攪乱作用の影響を強く受ける可能性があること、

などに留意しつつ、環境リスク評価及びリスク管理のあり方を検討することが重要である。

3. 本問題に対する環境庁の対応方針について

（1）基本的な考え方

内分泌攪乱化学物質問題については、科学研究の分野においてはいまだ緒についたばかりであり、科学的には不明な点が多々残されている。しかし、これまでの科学的知見が指し示すように、人の健康及び生態系に取り返しのつかない重大な影響を及ぼす危険性ははらんだ問題である。

このため、学際的なフォーラムの下で科学研究を加速的に推進しつつ、行政部局においては、今後急速に増すであろう新しい科学的知見に基づいて、行政的手段を遅滞なく講じうる体制を早期に準備することが必要となる。

本問題の特質を考慮すれば、以下の事項が重要な考え方となる。

- ①行政機関—学術研究機関—民間団体の連携の下に調査・研究を推進すること
- ②国際的な調査研究協力及び情報ネットワークを強化すること
- ③化学物質による汚染の防止対策の再点検を進めること
- ④関係する行政分野との密接な連携を確保すること

（２）具体的な対応方針

- ①内分泌攪乱化学物質による環境汚染の状況、野生動物等への影響の実態調査を推進する。
- ②国立環境研究所に中核的な研究施設を建設し、試験研究及び技術開発を推進する。
- ③環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）の導入に向けて努力するなど環境リスク評価、環境リスク管理及び情報提供を推進する。
- ④O E C Dが進めるスクリーニング試験法の開発への支援や途上国への情報の提供等国際的なネットワーク強化のために努力する。

４．その他

環境庁としては、本対応方針に基づき各種の調査・研究を進め、行政的な措置のあり方について検討していくとともに、国民の本問題への正しい理解を助けるため、今後得られる新たな科学的知見や情報を適宜・的確に提供していくこととしている。

また、諸外国及び関係する国際機関に対しては、本方針を「Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptors '98 / Japan Environment Agency」（SPEED'98/JEA）の名称で提示し、国際的な連携を進めている。

また、環境庁においては、内分泌攪乱化学物質問題国際シンポジウムを平成１０年１２月１１日（金）～１３日（日）に国立京都国際会議場で開催することとしている。

本対応方針（本文・英訳は環境庁のホームページ上で掲載している。

○環境庁ホームページアドレス <http://www.eic.or.jp/eanet/>